

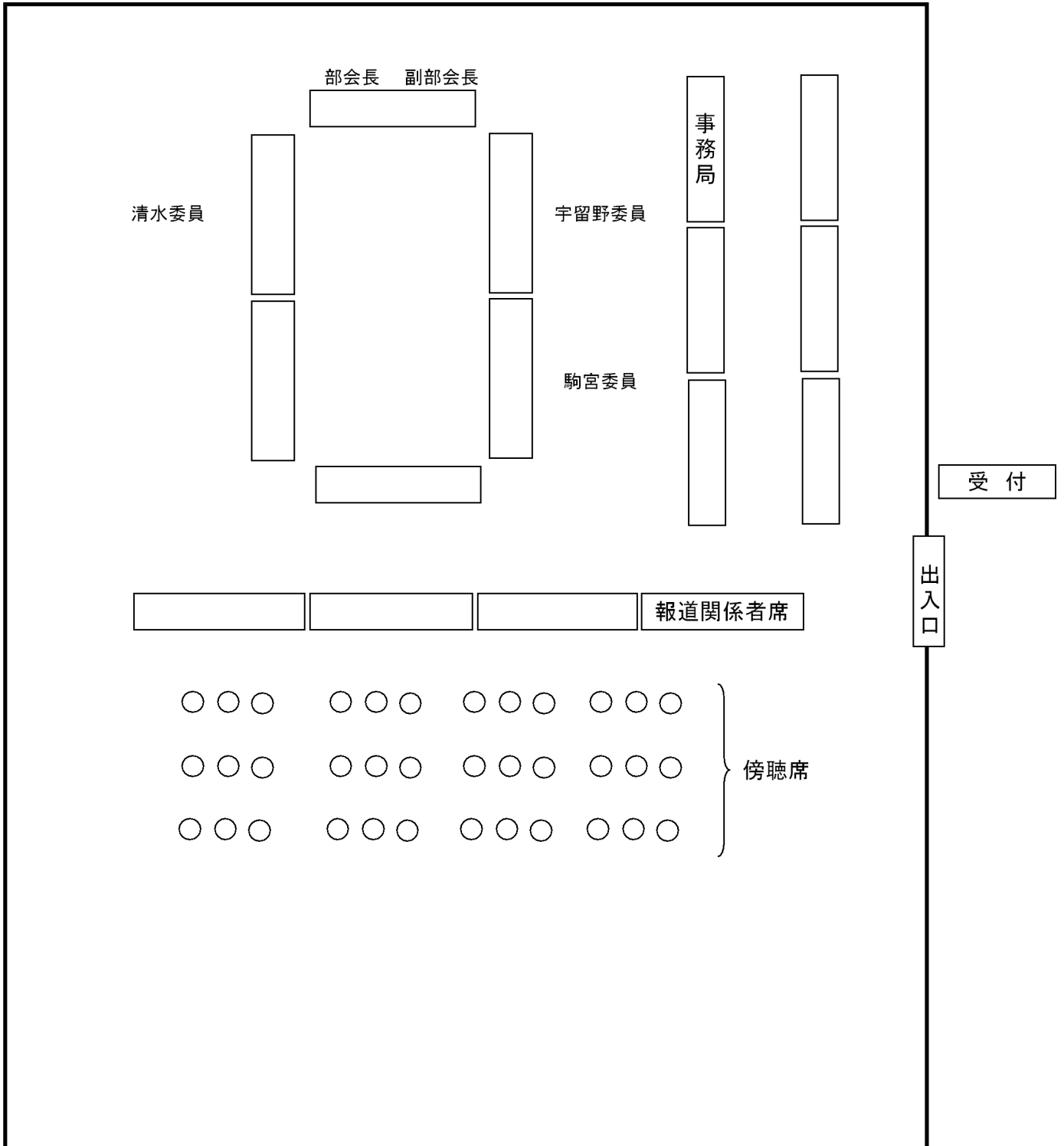
岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第12回再生ビジョン部会次第

日 時 平成18年2月21日(火) 13:30～
場 所 市役所低層部3階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 資料説明
- 4 検 討
 - (1) 項目別主要意見まとめ(案)【資料1】
 - (2) 部会まとめ(案)について【資料2】
- 5 まとめ
- 6 閉 会

会場配席表

平成18年2月21日(火)
13:30~15:30
市役所本庁舎3階 大会議室



【遵守事項】

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ 会議中は、発言しないこと。
- ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（報道関係者を除く。）。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。

■再生ビジョン部会 項目別主要意見まとめ(案)

項目	種別	意見内容	まとめ(案)
1	第3回勉強会	全体的な問題は国レベルの問題であり、そのレベルでゴミを出させない仕組みづくりが必要	①産業廃棄物の処理は国家レベルで対処すべきことであり、国に不法投棄の防止策と不法投棄された産業廃棄物処理費用の負担を求めること ②市及び市民にできること (1)当事案の今後の監視あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織を設置すること (2)循環型社会の構築に努めること
2	第3回勉強会	市民参加による協働組織を立ち上げることで抑止効果も期待できるのではないか	
3	第3回勉強会	意識啓発や効率的なりサイクルシステムなど、循環型のシステムに転換すべき	
4	第5回勉強会	私案にあるような市民参加による協働組織の設置は、市民への啓発や情報提供を進める上で必要と考える	
5	第2回勉強会	産廃のみでなく一廃でも焼却灰の捨て場がない。産業界ばかりでなく市民一人ひとりの問題という認識で取り組まれるべき	産廃行政の所管については県以上のレベルとすることが望ましく、そのような仕組みの構築を国・県へ働きかけること
6	第4回勉強会	産廃行政は県若しくは広域、あるいは国レベルで対応するようにすべき	
7	第3回勉強会	排出事業者の責任が初めて問われており、徹底してやるのが岐阜モデルにつながる	排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること
8	第6回勉強会	排出事業者には精一杯撤去させてもらいたい。また不作為があるなら職員の給与の返還などがあってもいいのではないか	
9	第2回勉強会	地域外の人が不安を煽るようなことを言うが、調査結果次第では20年くらいかけて処理してもらえば良いと思う	①全量撤去を前提に、行為者及び排出事業者等による撤去に最大限努めること ②代執行も止むを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、木くず、紙、布の撤去を進め、それ以外の廃棄物については、選別状況やモニタリング調査結果などを踏まえて判断すること。 ③地権者及び地元等の理解を得られれば、現場への処理施設設置も考えられること
10	第6回勉強会	安全性を確保し財政的な負担を抑える一部残置が現実的な選択肢でないか	
11	第6回勉強会	実行可能で合理的な案をとるべき	
12	第9回部会	地元としては全量撤去以外のどのような対応にも理解は示せない	
13	第9回部会	全量撤去の場合、費用が大きすぎて他への影響が出てくるため、市民合意は難しいのではないか	
14	第9回部会 第8回勉強会	単に処理運搬するだけでは費用が消えてしまうことになるため、地元で施設を作り処理したら良い	
15	第2回勉強会	原因者からの徴収は当然として、行政・議会・企業・市民の良識ある判断による負担を考えてはどうか	①代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること ③引き続き国・県へ財政支援を求めること ④対策の実施にあたっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めること
16	第4回勉強会	産廃問題は国政上の問題であり、岐阜市が全部背負い込むようなことは絶対すべきでない	
17	第7回部会	費用の相当部分は税金で賄わざるを得ないと思うが、市民生活がどうなるかが心配	
18	第7回部会	犯罪の処理に税金を使うことはなかなか納得できない	
19	第7回勉強会 第8回勉強会	森林法を所管する県にも応分の負担を求めていくべき	
20	第9回部会	植生の回復はコスト次第。要は最終的にどういうものを要求されるかである	コストを考慮したうえで、植生による緑化が適当であること
21	第9回部会	跡地は環境教育的な施設があってもいいと考えていたが、今は緑地以外には考えられない	

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
再生ビジョン部会まとめ（案）

目 次

I 再生ビジョン部会における検討概要

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 検討事項 | P.1 |
| 2 | 主な意見 | P.1 |
| 3 | まとめ | P.3 |

II 関連資料

- | | | |
|---|--------------|------|
| 1 | 開催経過 | 資料 1 |
| 2 | 第 5 回部会資料 | 資料 2 |
| 3 | 再生ビジョン部会委員名簿 | 資料 3 |
-

平成16年5月27日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）に、検討委員会要綱第7条第1項の規定に基づき再生ビジョン部会が設置された。以後市民勉強会を含めて 回にわたり検討を行ってきたが、部会として検討内容を取りまとめたので以下のとおり報告する。

I 再生ビジョン部会における検討概要

再生ビジョン部会では、市民の安全と安心を確保することを目的として、再発防止の仕組みづくりと現地の廃棄物処理方策について検討するため、 回にわたって会議を開催した（資料1）。

なお、このうち8回は、市民とともに産廃行政の仕組みや再発防止などについて意見交換を行う市民勉強会として開催した。

当部会における主な検討事項は以下のとおりである。

1 検討事項

① 市民協働による不法投棄の再発防止について

今後の対策や再発防止の仕組みづくりなどについて市民の相互理解を深めつつ、市民との協働による取り組み方策を検討する。

② 現地の廃棄物処理方策について

委員会及び技術部会における対策方針の検討内容を踏まえ、対策実施後の現地再生に向けた基本的な処理方策について検討する。

③ その他

上記のほかに、適宜必要な事項を検討する。

2 主な意見

調査結果に基づく技術部会における検討内容も踏まえつつ、恒久的な対策実施後の現地の再生をいかに図るべきかを念頭に、さらに事案の解決に向けた市民協働による取り組み方策を検討した。

さらに、産業廃棄物行政全般の課題や今後の方策などについて、広く市民の相互理解を図るため、市民と委員とが自由に意見交換を行う市民勉強会を開催した。

その過程で出された主な意見は概ね以下のとおりである。

① 再発防止の仕組みづくりについて

本事案に対する対症療法的な対策の検討のみでなく、産業廃棄物行政の仕組みのあり方なども含めて、本事案を契機として、今後このような事態を招かないための仕組みを、行政・事業者・市民の協働によりいかに構築していくかといった観点から検討を行った。

検討にあたっては、部会長私案をたたき台として検討を行った。また、市が現在進めている環境基本条例制定に係る取り組みの中で、再発防止等に係る取り組みも包含しているものであることから、あわせて市担当部局に説明を求め、これも含めて検討を行った。

- 全体的な問題は国レベルの問題であり、そのレベルでごみを出させない仕組みづくりが必要。(第3回勉強会)
- 市民参加による協働組織を立ち上げることで抑止効果も期待できるのではないか。(第3回勉強会)
- 意識啓発や効率的なリサイクルシステムなど、循環型のシステムに転換すべき。(第3回勉強会)
- 私案にあるような市民参加による協働組織の設置は、市民への啓発や情報提供を進める上で必要と考える。(第5回勉強会)

② 役割分担について

- 産廃のみでなく一廃でも焼却灰の捨て場がない。産業界ばかりでなく市民一人ひとりの問題という認識で取り組まれるべき。(第2回勉強会)
- 産廃行政は県若しくは広域、あるいは国レベルで対応するようにすべき。(第4回勉強会)

③ 責任追及について

- 排出事業者の責任が初めて問われており、徹底してやることが岐阜モデルにつながる。(第3回勉強会)
- 排出事業者には精一杯撤去させてもらいたい。また不作為があるなら職員の給与の返還などがあってもいいのではないか。(第6回勉強会)

④ 今後の対策について

- 地域外の人が不安を煽るようなことを言うが、調査結果次第では20年くらいかけて処理してもらえば良いと思う。(第2回勉強会)
- 安全性を確保し財政的な負担を抑える一部残置が現実的な選択肢でないか。(第6回勉強会)

- 実行可能で合理的な案をとるべき。(第6回勉強会)
- 地元としては全量撤去以外のどのような対応にも理解は示せない。(第9回部会)
- 全量撤去の場合、費用が大きすぎて他への影響が出てくるため、市民合意は難しいのではないか。(第9回部会)
- 単に処理運搬するだけでは費用が消えてしまうことになるため、地元施設を作り処理したら良い。(第9回部会、第8回勉強会)

⑤ 費用負担について

- 原因者からの徴収は当然として、行政・議会・企業・市民の良識ある判断による負担を考えてはどうか。(第2回勉強会)
- 産廃問題は国政上の問題であり、岐阜市が全部背負い込むようなことは絶対すべきでない。(第4回勉強会)
- 費用の相当部分は税金で賄わざるを得ないと思うが、市民生活がどうなるかが心配。(第7回部会)
- 犯罪の処理に税金を使うことはなかなか納得できない。(第7回部会)
- 森林法を所管する県にも応分の負担を求めていくべき(第7、8回勉強会)

⑥ 再生について

- 植生の回復はコスト次第。要は最終的にどういうものを要求されるかである。(第9回部会)
- 跡地は環境教育的な施設があってもいいと考えていたが、今は緑地以外には考えられない。(第9回部会)

3 まとめ

このような意見を踏まえて検討の結果、当部会としては検討内容について以下のように提言としてまとめることとした。

再発防止について	
役割分担について	

責任追及について	
今後の対策について	
費用負担について	
再生について	

II 参考資料

- 資料 1 開催経過
- 資料 2 第 5 回部会資料
- 資料 3 再生ビジョン部会委員名簿

再生ビジョン部会における検討経過

第1回	H16. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副部会長選任 ・ 市民参加の勉強会開催
第2回 (第1回勉強会)	H16. 7. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄現場の状況等の説明 ・ 勉強会の継続的開催
第3回 (第2回勉強会)	H16. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産廃対策のスキーム
第4回 (第3回勉強会)	H16. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止にむけて ・ 業者・行政・市民の役割
第5回 (第4回勉強会)	H17. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止の仕組み(吉田私案)
第6回 (第5回勉強会)	H17. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止の仕組み(吉田私案) ・ 恒久的な委員会等の設置
第7回	H17. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術部会の検討状況 ・ 岐阜市環境基本条例（仮称）の概要
第8回 (第6回勉強会)	H17. 12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案
第9回	H17. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術部会のまとめ（案）の概要
第10回 (第7回勉強会)	H18. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策案
第11回 (第8回勉強会)	H18. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市、県、国、業界の役割分担
第12回	H18. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会まとめ

第5回部会（第4回勉強会）説明資料

I 第4回勉強会の目的：産業廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成を市民と行政が協働して岐阜市に実現するための具体化する仕組みづくりを考える。

II 議論のための資料

1 産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会：6つの問題点の指摘

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1) 行政内部の問題点 | { (1) 産業廃棄物（以下、産廃という）行政の甘さ
(2) 市民の情報提供に対する的確な対応不足
(3) 職員の認識不足 | |
| 2) 連携の欠如 | | { (4) 関係部局間の連携不足
(5) 県行政との連携不足
(6) 警察との連携不足 |
| | | |

2 今後の対策（第2回勉強会資料参照）

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1) 連携システム | { (1) 市民モニター制度
(2) 県との連携
①連絡会議
②共同監視システム
(3) 司法との連携
①共同指導システム
②人事交流 | |
| 2) 再発の防止策 | | { (4) 基金の創設
(5) 優良事業者表彰制度
(6) 情報公開
(7) 市民啓発 |
| | | |

3 第3回勉強会のポイント（第3回議事録参照）

- 1) 再発防止のための委員会の設置
- 2) 環境教育の必要性
- 3) 監視システムの構築
- 4) 行政の責任感の強化
- 5) 県や警察との連携の必要
- 6) 循環型まちづくりの提案

III 委員会の設置（仮称：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会）

1 目的：廃棄物不法投棄防止及び循環型社会形成委員会（仮称）は「環境都市宣言」の実現を目標にして椿洞に不法投棄された産業廃棄物を迅速かつ適切に処理するとともに不法投棄の再発防止と循環型社会形成のための諸施策を考えることを目的として設置する。

2 役割

1) 啓発活動（環境意識の改革）

- (ア) 「産廃防止を考える市民会議」（以下、市民会議という）の創設と支援
- (イ) 産廃不法投棄監視モニター制度
- (ウ) 環境教育の推進（小中高生を中心とした環境教育プログラムの開発）
- (エ) 環境資源に関する情報提供
- (オ) 環境整備推進のモデル事業の推進（環境にやさしい企業、学校、役所の整備事業の紹介）

2) 環境ビジネス支援

- (ア) 優良事業者表彰制度
- (イ) 循環型事業の支援
- (ウ) 産業廃棄物の利用用途の拡大の支援

3) 椿洞産廃の撤去の実施と監視

- ①産廃処理の進捗状況のチェック
- ②産廃処理方法の定期的チェック
- ③周辺環境の定期的チェック
- ④処理費用請求と徴収状況の定期的報告

3 組織（構成員）

- 1) 市役所
- 2) 市民代表
- 3) 事業者代表
- 4) 警察関係者
- 5) 岐阜県の環境担当者
- 6) 議会代表
- 7) 学識経験者（環境・産廃の専門家及び街づくりの専門家）

（注1）新たな委員会の立ち上げではなく既存の委員会を改組する方がよい。事業内容は「環境審議会」（？）や「循環型社会委員会」（？）のなかに位置づけるのがよいのではないか。

（注2）こうした事業推進のための資金の調達をどうするか。市民の税金だけでなく排出事業者も相当の負担をすべきであり、産廃税の導入も視野に入れるべきである。

IV 今後の検討課題

- 1 椿洞産廃の処理：①処理方法、②費用負担、③撤去作業の目標（量と期間）
- 2 市民会議の運営・組織・費用のあり方を考える：市民と行政が協働しながら、環境都市宣言（平成14年9月）に恥じない街づくりを考え、実践する

再生ビジョン部会委員名簿

(委 員)

(50音順・敬称略)

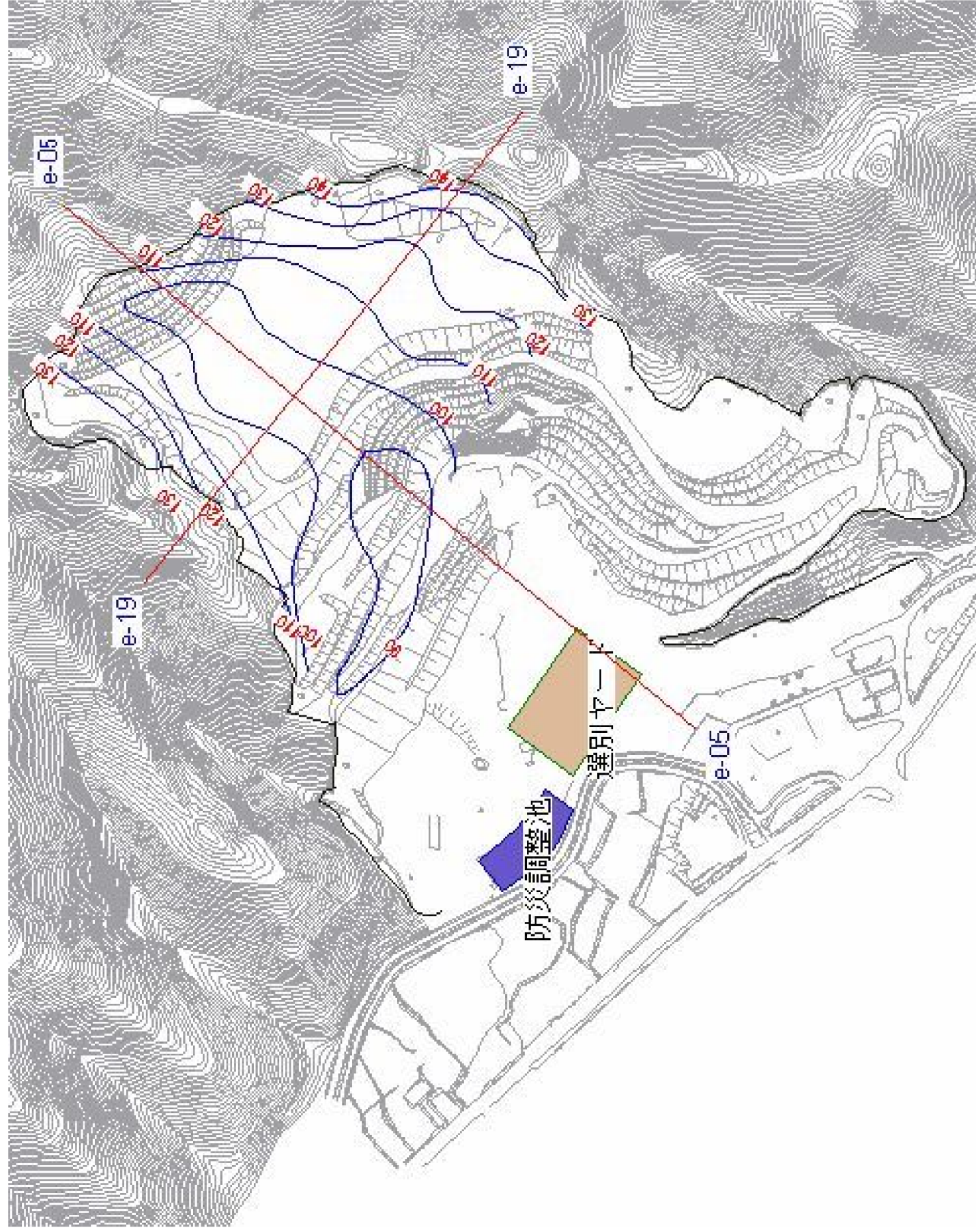
氏 名	職 名
大 野 涼	常磐自治会連合会長
衣 笠 三 男	岩野田北自治会連合会長(H16.5.27～H17.3.31)
宇 留 野 史 朗	岩野田北自治会連合会長(H17.4.1～)
木 村 正 信	岐阜大学助教授(応用生物科学部生物資源生産学科)
駒 宮 博 男	ぎふNPOセンター理事長代行
清 水 佳 子	環境市民ネットワークぎふ代表
○ 富 樫 幸 一	岐阜大学助教授(地域科学部地域科学科)
肥 後 睦 輝	岐阜大学助教授(地域科学部地域科学科)
◎ 吉 田 良 生	朝日大学教授(経営学部情報管理学科)

◎: 部会長 ○: 副部会長

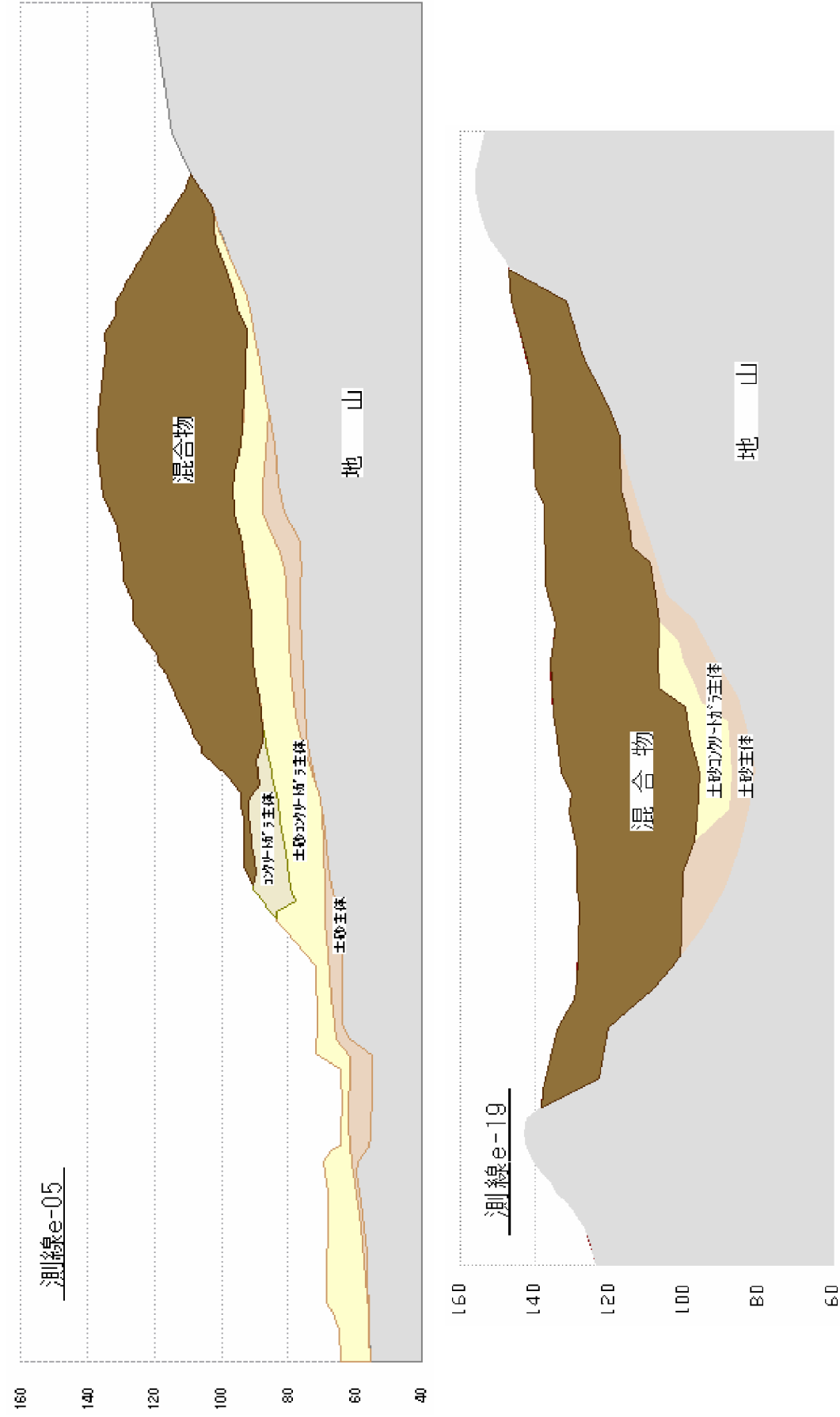
対策の概要 (一部撤去2、3案)

		2案	3案
対策の目標		①雨水浸透防止 ②沢水浸透防止 ③地下水汚染防止 ④発生ガス抑制 ⑤法面崩落防止 ⑥流出量の調整 ⑦モニタリング	
選別対象		混合物主体部分をすべて選別	
対策の概要	処理中の対策	<td> </td>	
	恒久対策		
	処分の対象	木くず・紙・布 ・(燃え殻・想定外廃棄物)	木くず・紙・布、プラスチック、ガラス類、金属類 ・(燃え殻・想定外廃棄物)
	処理中の対策	崩落のおそれの高い法面に法面对策を実施 キャッピング等による処理中の雨水浸透防止 仮設の水処理施設により処理中に発生した汚水を処理	崩落のおそれの高い法面に法面对策を実施 キャッピング等による処理中の雨水浸透防止 仮設の水処理施設により処理中に発生した汚水を処理
恒久対策	崩落のおそれの高い法面を安定勾配に造成 木くず等を撤去し、それ以外は埋戻し 雨水排水路および防災調整池設置	崩落のおそれの高い法面を安定勾配に造成 土砂・コンクリートのみ埋戻し 雨水排水路および防災調整池設置	
対策の内容	支障除去の目標		
	①雨水浸透防止	雨水排水路・覆土	雨水排水路・覆土
	②沢水浸透防止	水路	水路
	③地下水汚染防止	仮設水処理施設 (工事期間中のみ)	仮設水処理施設 (工事期間中のみ)
	④発生ガス抑制	-	-
	⑤法面崩落防止	安定勾配法面整形	安定勾配法面整形
	⑥流出量の調整	防災調整池	防災調整池
	⑦モニタリング	大気・地下水・排水	大気・地下水・排水
	⑧その他	焼却炉等撤去・調査費等 (工事期間中のみ)	焼却炉等撤去・調査費等 (工事期間中のみ)
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 水処理施設の必要性及び仕様 (処理水質、処理工程) 廃棄物の処理処分先の確保 想定外廃棄物 (7ｽﾊﾞｽ等) の対応 廃棄物掘削時の周辺及び作業環境対策 (ガス、火災等、7ｽﾊﾞｽ等) 残置廃棄物 (プラスチック類) による整形後の沈下 	<ul style="list-style-type: none"> 水処理施設の必要性及び仕様 (処理水質、処理工程) 廃棄物の処理処分先の確保 想定外廃棄物 (7ｽﾊﾞｽ等) の対応 廃棄物掘削時の周辺及び作業環境対策 (ガス、火災等、7ｽﾊﾞｽ等) 	
跡地利用	大きな制約はないが沈下の可能性が若干残る	制約はない	
処理期間	7年	7年	
対策工事費	①雨水浸透防止	: 2.8~15億	: 2.8~15億
	②沢水浸透防止	: 0.1~4億	: 0.1~4億
	③地下水汚染防止	: 1億	: 1億
	④発生ガス抑制	: -	: -
	⑤法面崩落防止	: 3~5億	: 3~5億
	⑥流出量の調整	: 0.4~2億	: 0.4~2億
	⑦工事期間中モニタリング	: 1.1~1.8億	: 1.1~1.8億
	⑧その他	: 3.8億	: 3.8億
	埋設物の掘削・造成	: 13~48億	: 10~45億
	廃棄物の選別	: 10~23億	: 12~26億
廃棄物の処分	: 75億	: 125億	
計	121~149億円	174~179億円	
維持管理費/7年	1億円	1億円	

撤去時平面図



撤去時標準断面図



【選別フロー図】(例) ……質・大きさ・重さなどによる選別…… ①掘削 → ②乾燥工程 → ③粗選別 → ④選別 → ⑤磁力選別 → ⑥選別 → ⑦選別

